

子育て支援型共同住宅推進事業

子育て支援型共同住宅推進事業

事業の要旨

共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象として、子供の安全・安心対策や子育て期の親同士の交流機会の創出に関する施設の設置を支援することで、子どもと親の双方にとって健やかに子育てできる環境の整備を進める。

事業の概要

○ 補助対象となる共同住宅

- ・ 賃貸住宅の新築・改修、分譲マンションの改修 ※複数棟の申請をする場合、棟単位で申請・対象条件等を満たす必要あり

○ 補助内容

- ① 「子どもの安全確保に資する設備の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限100万/戸）
- ② 「居住者等による交流を促す施設の設置」に対する補助 : 新築の場合は事業費の1/10、改修の場合は補助対象事業費の1/3（上限500万）

子どもの安全確保に資する設備の設置

※新築は全項目実施必須／改修は「⑥転落防止の手すり等の設置」の事項の実施必須。

視点	目的 配慮テーマ	取組事項（補助対象）
住宅内での 事故防止	衝突による事故を 防止する	① 造りつけ家具の出隅等の衝突事故防止工事（面取り加工） ② ドアストッパー又はドアクローザーの設置
	転倒による事故を 防止する	③ 転倒による事故防止工事（洗面・脱衣室の床はクッション床） ④ 人感センサー付玄関照明設置 ⑤ 足元灯等の設置
	転落による事故を 防止する	⑥ 転落防止の手すり等の設置
	ドアや窓での指つめ・ 指はさみを防止する	⑦ ドアや扉へ指詰め防止工事
	危険な場所への進入や 閉じ込みを防止する	⑧ 子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置 ⑨ チャイルドフェンス等の設置
	感電や火傷を 防止する	⑩ シャッター付コンセント等の設置 ⑪ 火傷防止用カバー付き水、サーモstat式水栓等の設置 ⑫ チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置
	子どもの様子の 見守り	⑬ 対面形式のキッチンの設置 ⑭ 子供を見守れる間取りへの工事（キッチンに面したりビング）
不審者の 侵入防止	⑮ 防犯性の高い玄関ドア等の設置 ⑯ 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置 ⑰ 防犯カメラ設置	
災害への備え	⑱ 家具の転倒防止措置のための下地処理工事 ⑲ 避難動線確保工事	
防犯安心性の確保	⑳ 宅配ボックスの設置	

- ※ 宅配ボックスの設置は、子育て世帯が居住世帯の3割以上である共同住宅の改修に限る。
- ※ 宅配ボックスの設置に係る補助対象工事費は、事業費に子育て世帯の入居率に乘じた額とし、補助額は50万円/棟
- ※ 宅配ボックスの設置は令和5年度補正予算において措置。令和6年1月から募集開始。

補助対象のイメージ

- **子どもの安全確保に資する設備**
浴室扉への外鍵設置や窓からの転落防止



- **交流を促す施設**
交流場所として利用できる多目的室や、プレイロットを設置



居住者等による交流を促す施設の設置

※以下のうち1項目以上を実施／新築は必須、改修は補助対象とする場合のみ

取組事項（補助対象）
① 交流場所として利用できる多目的室 [キッズルーム・集会室] の設置
② プレイロット [遊具・水遊び場・砂場] の設置
③ 家庭菜園の設置
④ 交流用ベンチの設置

子育て支援型共同住宅推進事業の事業要件・交付申請者

事業の要件

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	賃貸住宅の入居者（世帯）又は分譲マンションの居住者が、特定子育て世帯（※1）であること（※2）。 ※1 小学生以下の子どもを養育している世帯 ※2 賃貸住宅においては、募集開始から3か月間は特定子育て世帯に限定して入居者募集を行うこと。3か月以上の間、入居者を確保できない場合は、特定子育て世帯以外の者を入居させることができる。		
②	住戸の専有部分が40㎡以上であること。		
③	対象住戸を含む建物は新耐震基準に適合していること。		
④	建物の所在地が土砂災害特別区域に該当しないこと。		
⑤	住宅が省エネ基準に適合していること。		
⑥	上記①～⑤の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」を整備する住戸が1棟当たり5戸以上であること。		
⑦	「居住者等による交流を促す施設」を整備する場合、上記①～③の要件を満たし、かつ「子どもの安全確保に資する設備の設置」の実施必須事項の整備水準を満たす住戸が1棟当たり5戸以上であること。		

補助を受ける者（交付申請者）

	賃貸住宅建設型	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	賃貸住宅所有者（オーナー）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者（オーナー） ・サブリース事業者（賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） ・賃借人（自身が子育て世帯であり、かつ賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分所有者（自身が子育て世帯である居住者） ・マンション管理組合

子育て支援型共同住宅推進事業の事業要件・交付申請者

事業の要件

宅配ボックスの設置のみを対象とする場合

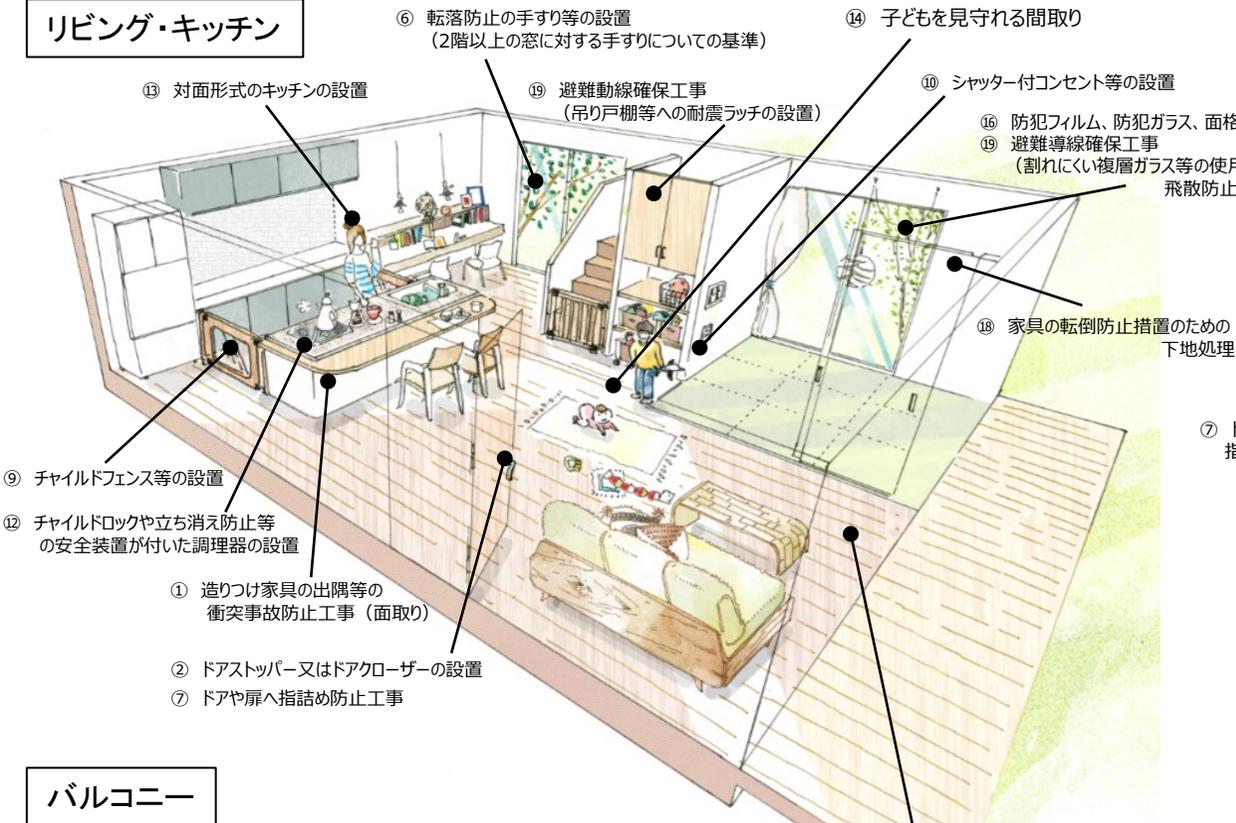
	賃貸住宅改修型	マンション改修型
①	補助対象共同住宅における子育て世帯(※)の入居率が3割以上であること。 ※18歳未満の子どもを養育している世帯	
②	補助対象共同住宅のすべての住戸が、子どもの転落による事故防止対策に係る(1)または(2)の措置が講じられていること。 (1)バルコニーの手すり 子どもの転落を防止するための構造の手すりが設置されていること。 (2)バルコニーに面する窓 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないよう一定の措置がとられたクレセント錠が設置されていること。	
③	補助対象共同住宅の住戸の専有部分の平均が約40㎡以上であること。	
④	補助対象共同住宅は新耐震基準に適合していること。	

補助を受ける者(交付申請者)

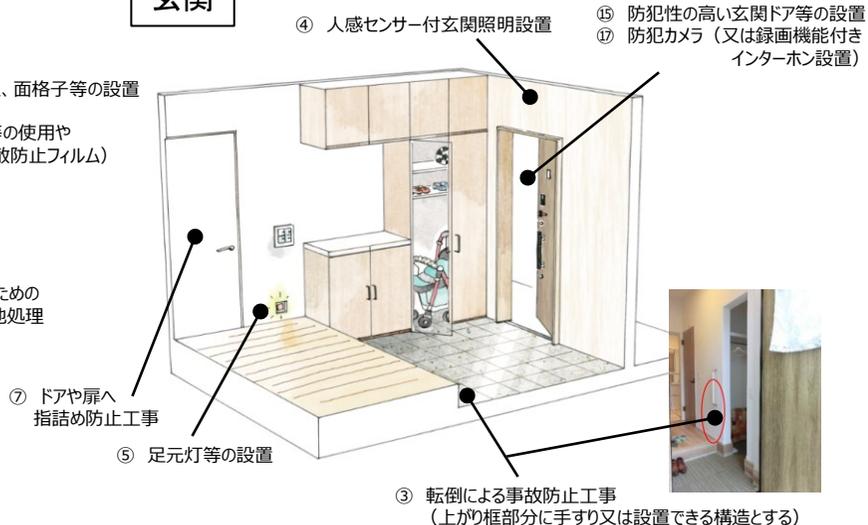
	賃貸住宅改修型	マンション改修型
交付申請者	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅所有者(オーナー) ・サブリース事業者(賃貸住宅所有者から改修の許諾を得ている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合

「子どもの安全確保に資する設備の設置」整備イメージ

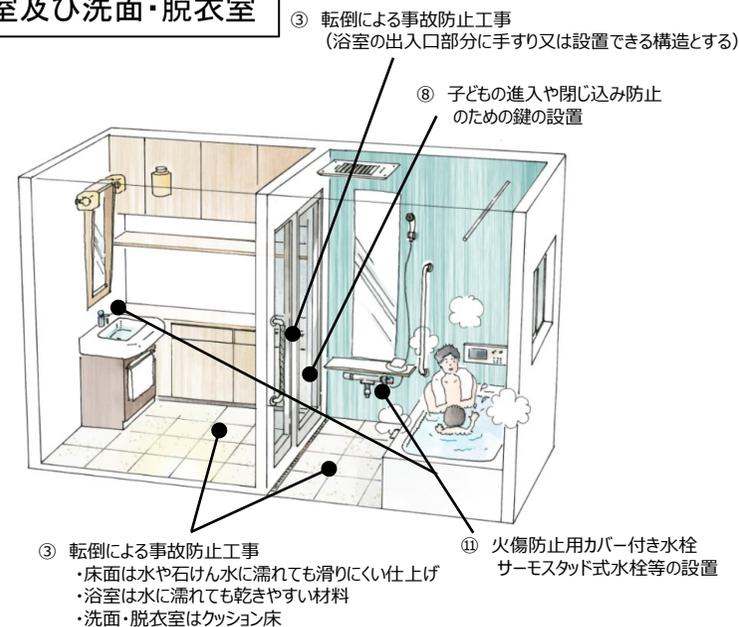
リビング・キッチン



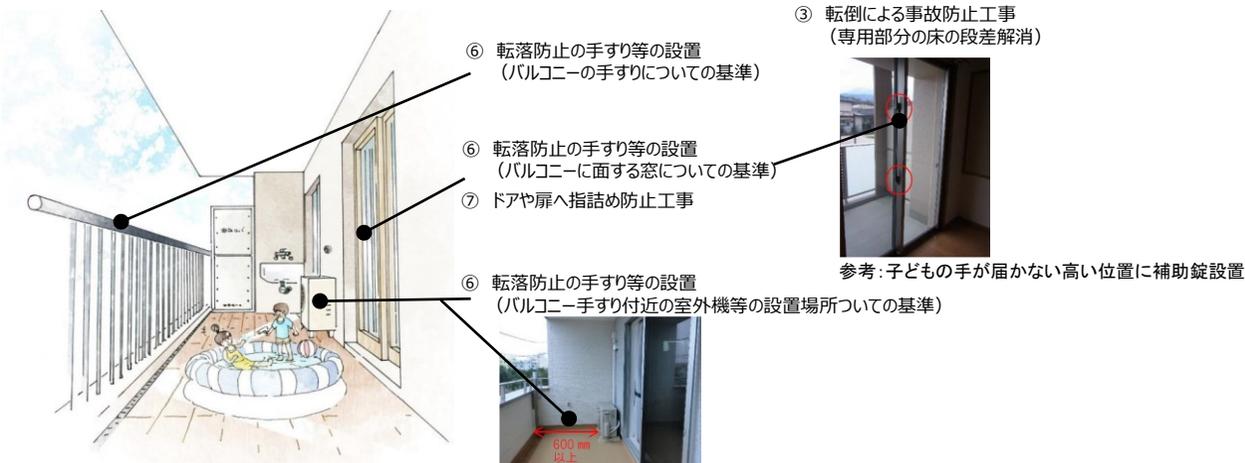
玄関



浴室及び洗面・脱衣室



バルコニー



【参考】子育て支援型共同住宅推進事業の実例について

申請案件の実例等

○賃貸住宅の新築の例

物件概要：東京都墨田区、11階建RC造73戸、2LDK

補助額：7,800万

工事内容：「子どもの安全確保に資する設備」全項目＋「居住者等による交流を促す施設」（プレイロット、家庭菜園）の設置

○賃貸住宅の改修の例

物件概要：福岡県福岡市、築39年、2階建S造10戸（うち1戸改修）

補助額：100万（上限額）

工事内容：指詰め防止、対面形式キッチンの設置など

改修工事：指詰め防止



改修工事：対面形式キッチン



応募した理由など

○応募理由

- ・競合物件との差別化ができる
- ・子育て世帯への訴求力を高めるため
- ・防犯性の高い住戸としたいため
- ・新築のタイミングが今回の補助金制度の実施期間に合致したため

○本事業をどこで知ったか

- ・リフォーム業者からの営業
- ・事業事務局HP

事業実施後の声

○オーナー

- ・「子育て世帯専用マンション」にすることで、入居者全体の“子育て世帯に対する理解度”が高い。
- ・同じような環境の方々と話すことで子育ての孤独感や不安が解消でき入居者満足度が非常に高い。
- ・小学校も近く、子育て世帯が地域に定住しやすい安全性の高い住戸が完成して良かった。

○入居者

- ・居室内に安全対策が施されており、子どもから一瞬目を離さざるを得ない時間も安心。